

廃棄物の排出海域の汚染状況の監視に関する計画

東京電力ホールディングス株式会社
柏崎刈羽原子力発電所

廃棄物の排出海域の汚染状況の監視に関する計画は、「廃棄物海洋投入処分の許可の申請に關し必要な事項」(平成 17 年 環境省告示第 96 号)に則り検討し、その内容は次の通りである。

1. 監視の方法

(1) 監視項目

1) 海洋投入処分の実績に関する事項

海洋投入処分の実績に関する事項の監視に係る項目は、次のとおりである。

海洋投入処分をした廃棄物の数量

法令に定める廃棄物の海洋投入処分に係る判定基準への適合状況

2) 海域の状況

事前評価(添付書類 2 参照)の際に設定し、現況の把握を行った調査項目を対象とする。

(2) 当該監視項目に係る監視の方法

1) 海洋投入処分の実績に関する事項

海洋投入処分の実績に関する事項に係る監視は次のとおり実施し、監視結果を遅滞なく報告する。

海洋投入処分をした廃棄物の数量

海洋投入処分をした廃棄物の数量は、一般水底土砂の海洋投入処分の実績について記録した排出記録簿を基に確認する。

法令に定める廃棄物の海洋投入処分に係る判定基準への適合状況

各単位期間において初めて海洋投入処分しようとする一般水底土砂について、法令に定める廃棄物の海洋投入処分に係る判定基準(34項目)への適合状況を法令に定める方法で分析し、結果を確認する。

2) 海域の状況

監視を行う項目に関し、事前評価（初期的評価）の際に把握をした現況からの変化が生じているか否かについて、次に掲げるところにより把握し監視結果は遅滞なく報告する。

- ア 調査項目の現況を把握する際に用いた資料の継続的な収集又は整理
- イ 専門家その他の知見を有する者からの聴取

2. 監視の頻度

(1) 海洋投入処分の実績に関する事項

1) 海洋投入処分をした廃棄物の数量

許可の有効期間において、1年に1回単位期間終了後、報告書が纏まり次第速やかにその単位期間で海洋投入処分をした一般水底土砂の数量を「1. 監視の方法」に定めるところにより確認の上、遅滞なく報告する。

2) 法令に定める廃棄物の海洋投入処分に係る判定基準への適合状況

許可の有効期間において、1年に1回単位期間終了時まで、「1. 監視の方法」に定めるところにより確認の上、遅滞なく報告する。

(2) 海域の状況

海域の状況の監視は、許可申請期間が4年（平成29年～平成32年）であることから、中間的な監視も行うこととして、以下のとおり実施予定である。

なお、単位期間の終わりとは報告時期が異なるのは、単位期間終了後に排出量ならびに分析結果等の取り纏めを行う期間を考慮しているためである。

- 1) 中間報告は、平成31年12月20日までにこれまでの監視結果を取りまとめ報告する。
- 2) 最終報告は、平成33年12月20日までにこれまでの監視結果を取りまとめ報告する。

表 - 1 許可申請期間における単年度・中間・最終報告の実施スケジュール

報告回数	単位期間 (浚渫実施期間)	報告対象期間	報告時期	単年度 報告	中間 報告	最終 報告
第1回	平成29年10月10日～ 平成30年10月9日	平成29年10月10日～ 平成30年10月9日	平成30年12月20日	○		
第2回	平成30年10月10日～ 平成31年10月9日	平成30年10月10日～ 平成31年10月9日	平成31年12月20日	○	○	
第3回	平成31年10月10日～ 平成32年10月9日	平成31年10月10日～ 平成32年10月9日	平成32年12月20日	○		
第4回	平成32年10月10日～ 平成33年10月9日	平成32年10月10日～ 平成33年10月9日	平成33年12月20日	○		○

以上